

4. 港湾民間拠点施設整備事業(まち再生出資業務)

○地域の自立・活性化を総合的に支援するため、都道府県が作成する広域的な地域活性化基盤整備計画に基づき、臨港地区内に拠点施設を整備する民間事業者に対し、民都機構が出資による支援を行う。



制度利用のための主な要件

【対象事業者】

- ・民間事業者(SPC)

【対象区域】

- ・港湾区域又は臨港地区の区域内

【対象事業】

- ・国土交通大臣が認定した民間拠点施設整備事業であること※¹
- ・広場、緑地等の公共施設整備を伴う上屋、倉庫、旅客ターミナル、業務ビル等の港湾施設
- ・事業用地が原則0.5※²ヘクタール以上であること

※¹:「広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律」に基づき都道府県が定める広域的な地域活性化基盤整備計画に記載された重点地区内で国土交通大臣が認定した民間拠点施設整備事業

※²:三大都市圏の既成市街地等の区域以外における都市開発事業については0.2ヘクタール以上であること

【支援限度額】

- ・次の①～③のうち、最も少ない額
- ① 総事業費の50%
- ② 資本の額の50%
- ③ 公共施設等※の整備費

※:公共施設のほか、都市利便施設(駐車場、防災備蓄倉庫等)及び建築利便施設(エレベーター、共用通路等)を含む。

【その他支援条件】

- ・10年以内に配当等を行うことが確実であると見込まれること。

事業例

“Onomichi U2” 尾道糸崎港西御所地区(県営2号上屋及び周辺)活用事業

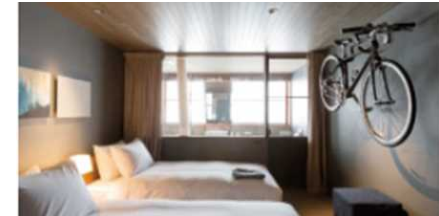
- 支援先 株式会社OU2
- 出資額 63百万円
- 事業概要 県営上屋(港湾倉庫)をリニューアルし、日本初のサイクリスト向け複合施設として整備。



全景



OU2の活用状況



サイクリスト向け宿泊施設

参考 港湾民間拠点施設整備事業(まち再生出資業務)の要件等

制度概要 地域の自立・活性化を総合的に支援するため、都道府県が策定する広域的地域活性化基盤整備計画に基づき、臨港地区内に拠点施設を整備する民間事業者に対し、民都機構が出資等による支援を行う。

支援内容

1. 対象事業

次の要件を満たす国土交通大臣の認定を受けた民間拠点施設整備事業

a. 都道府県が作成する広域的地域活性化基盤整備計画に盛り込まれた拠点施設の整備事業であること。

※ 拠点施設の例

物流施設、旅客ターミナル施設、商業施設、業務施設 等

b. 事業区域の面積が次の規模以上であること。

ア 三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯等の区域及び政令指定都市の区域 0.5ha以上

イ ア以外の区域 0.2ha以上

2. 事業者 民間事業者

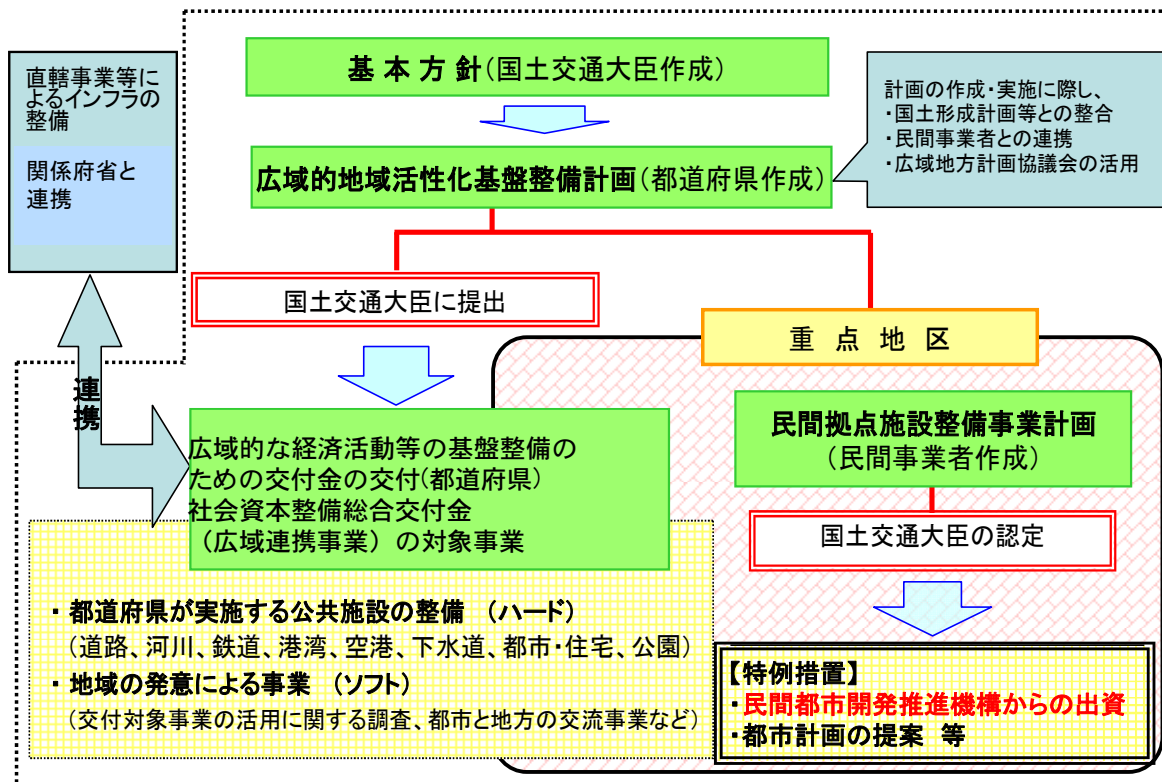
3. 支援措置

民都機構が国土交通大臣の認定を受けた民間事業者へ出資等による支援を行う。

4. 出資等による支援の限度額

「総資本額の50%以内」、「総事業費の50%以内」又は「公共施設等の整備費」の範囲内のうち最も低い額

広域的地域活性化法の支援制度



支援スキーム

